

貯水槽水道 管理マニュアル

貯水槽水道の管理は 『設置者の責任』 です！

衛生管理を徹底しましょう！



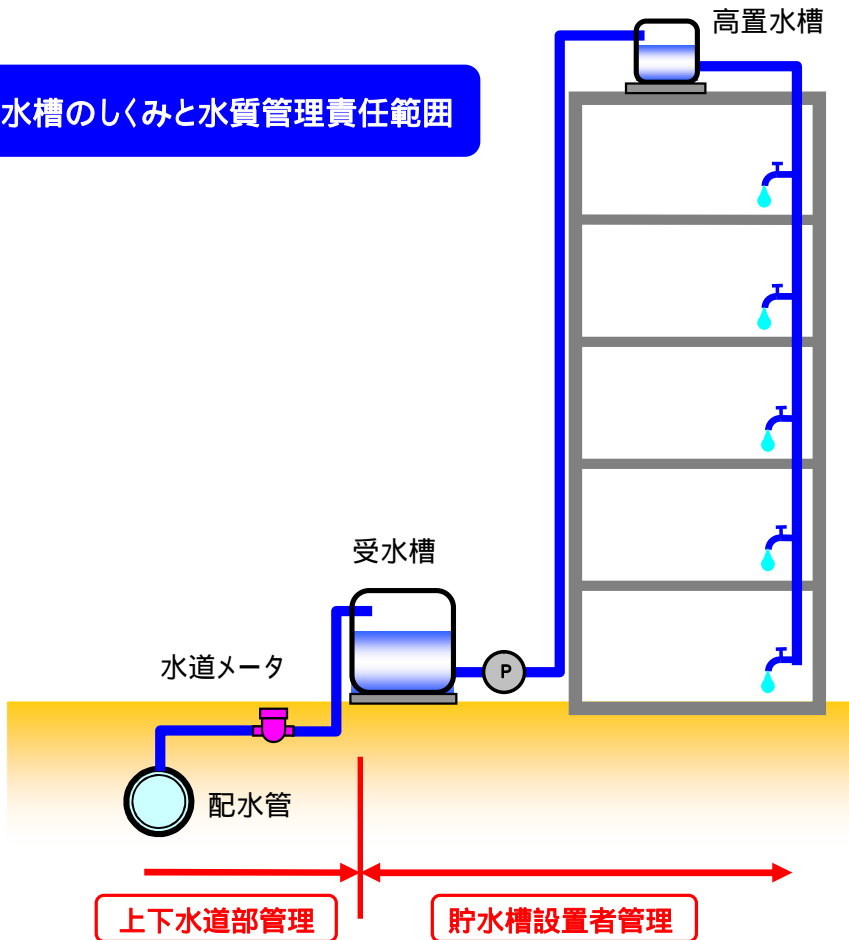
源氏物語 宇治十帖モニュメント（浮舟）

宇治市上下水道部

1 貯水槽水道とは？

ビルやマンションなどでは、水道管から供給された水をいったん貯水槽（受水槽・高置水槽）に貯め、これをポンプで蛇口まで給水します。
このような水道施設を『貯水槽水道』と呼んでいます。

貯水槽のしくみと水質管理責任範囲



2 貯水槽水道の種類

貯水槽水道は、規模により2種類に分類されます。

簡易専用水道（受水槽の有効容量が 10m^3 を超えるもの。）

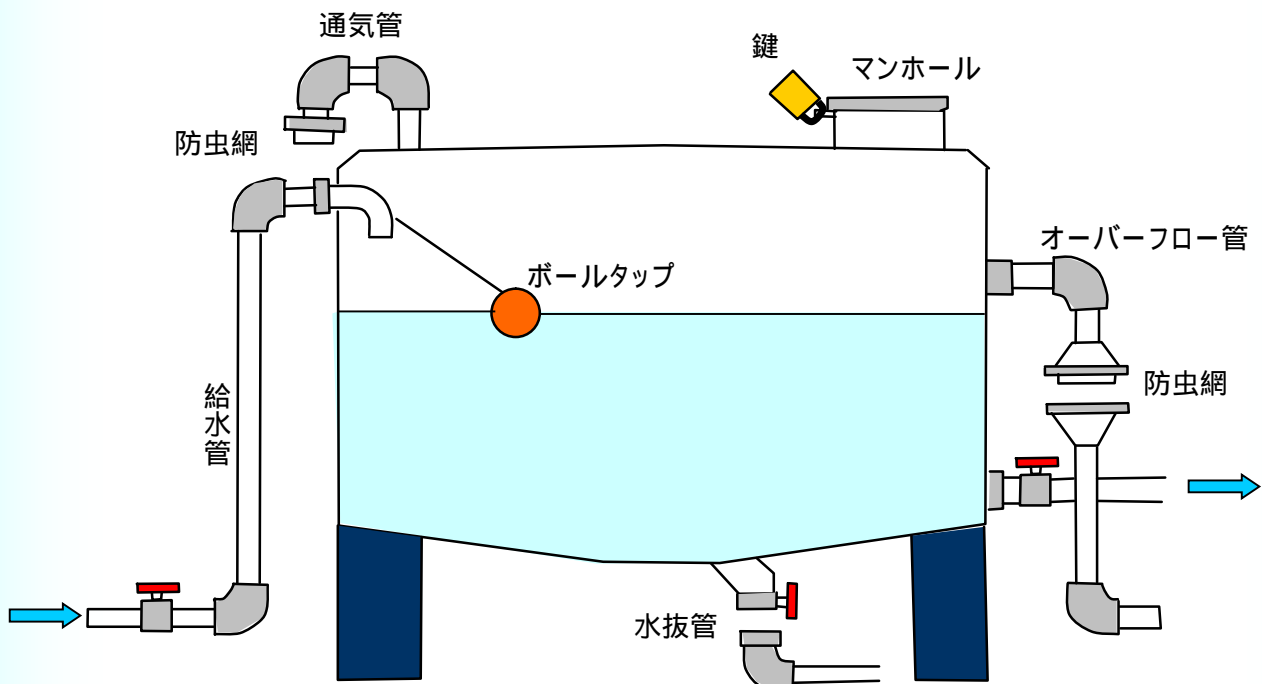
「水道法」により、適正な管理が義務付けられています。

小規模貯水槽水道（受水槽の有効容量が 10m^3 以下のもの。）

「宇治市貯水槽水道管理指導要綱」により、適正な管理が義務付けられています。

3

受水槽の構造



4

貯水槽の管理

《清掃》



毎年 1 回以上を
定期に実施

《水質検査》



蛇口から出る水の
水質検査を定期的
に実施

《施設の点検》



水槽にヒビ割れがないか、
水槽内に異物の混入がないかなど
定期的に点検を実施

《定期検査》

厚生労働省の登録を受けた検査機関に依頼し、毎年 1 回以上
定期に検査を受検し、検査結果を上下水道部へ報告

5

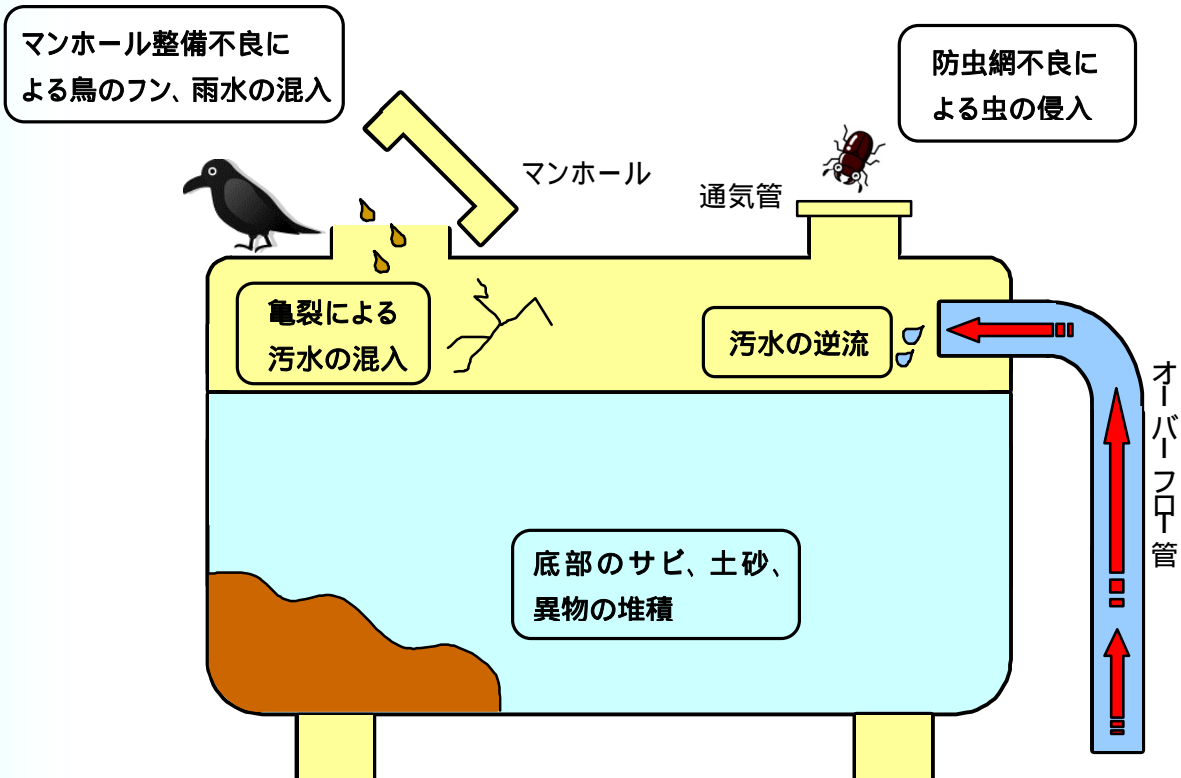
宇治市上下水道部への届出

次のような場合、宇治市上下水道部に報告が必要です。

- 新たに貯水槽水道を設置した。
貯水槽水道設置報告書
- 設置報告書の内容に変更が生じた。
貯水槽水道構造等変更報告書
貯水槽水道設置者変更報告書
- 貯水槽水道を休止・廃止した。
貯水槽水道休止（廃止）報告書
- 給水停止（水道事故）が発生した。
給水停止（水道事故）報告書
- 定期検査を受検した。
検査結果報告書（写し）

6

適正に管理されていないと！



7

点検事項

	点検事項	項目	チェック
施設及びその管理の状況に関する事項	1 水槽の周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。	
		清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。	
		水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。	
	2 水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。	
		亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。	
		雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。	
		水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。	
	3 水槽上部の状態	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。	
		水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。	
		水槽上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。	
	4 水槽内部の状態	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。	
		清掃が定期的に行われていることが明らかであること。	
		外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。	
		当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。	
		流入口と流出口が近接していないこと。	
		水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。	
	5 水槽のマンホールの状態	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害のものが入らないものであること。	
		点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。	
		マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。	
	6 水槽のオーバーフロー管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	
		管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	
		防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	
		管端部と排水管の流入口等とは、直接連結されていないこと。	
		管端部と排水管の流入口等との間隔は逆流の防止に十分な距離であること。	
	7 水槽の通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。	
		管端部の防虫網が確認でき、正常であること。	
		防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。	
通気管として十分な有効断面積を有するものであること。			
8 水槽の水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等とは、直接連結されていないこと。		
	管端部と排水管の流入口等との間隔は逆流の防止に十分な距離であること。		
9 給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。		
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。		
水質検査	10 色	異常でないこと。	
	11 濁り	異常でないこと。	
	12 臭い	異常でないこと。	
	13 味	異常でないこと。	
	14 残留塩素	検出されること。	

8

自主点検しよう！

一月に一度は自主点検をしましょう。

主な点検項目とチェックポイント

貯水槽外部

亀裂があり水もれしていませんか？

チェック	年月日	年月日	年月日

マンホール

雨水などが浸入していませんか？
施錠がされていますか？

チェック	年月日	年月日	年月日

通気管

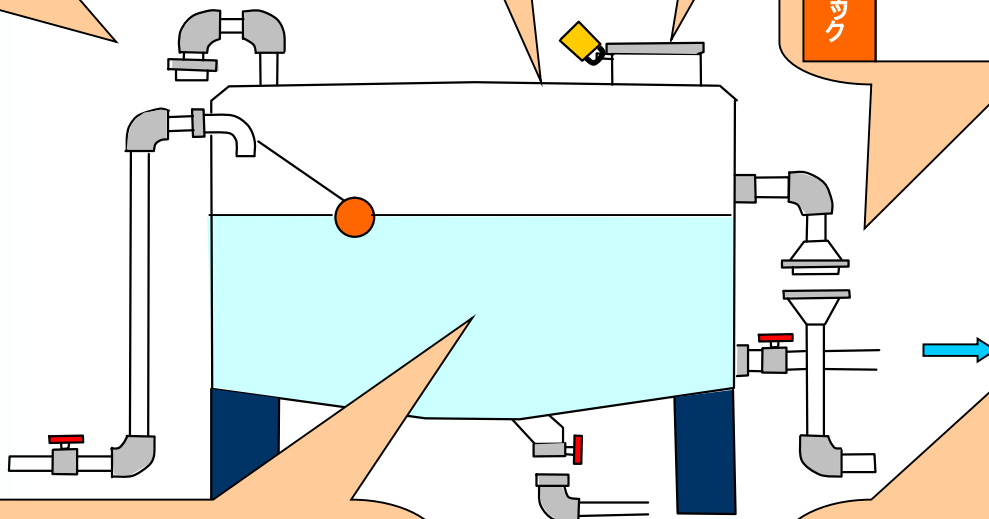
防虫網が破損していませんか？

チェック	年月日	年月日	年月日

オーバーフロー管

防虫網が破損していませんか？

チェック	年月日	年月日	年月日



貯水槽内部

水にごっていませんか？
底や壁がよごれていませんか？

チェック	年月日	年月日	年月日

末端蛇口

水の色・濁り・臭い・味など異常はありますか？

チェック	年月日	年月日	年月日

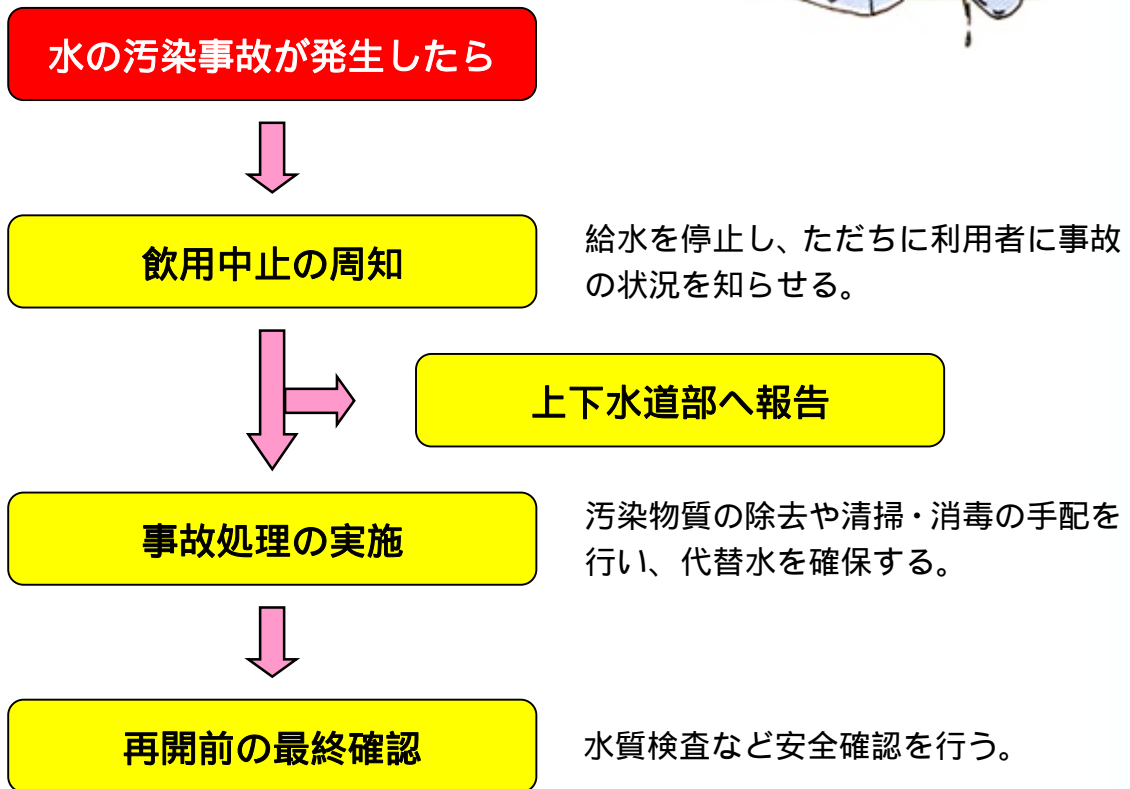
水抜管

十分な排出口空間が確保されていますか？

チェック	年月日	年月日	年月日

9 万一のときは！

貯水槽内の水が人の健康を害するおそれがあるとわかったときは、次のような処置が必要です。



10 問い合わせ先



宇治市上下水道部工務課給水係

〒611-0021 宇治市宇治琵琶45-2

TEL : 0774-20-8764

FAX : 0774-20-8788

貯水槽水道管理マニュアル

令和 2 年 9 月

宇 治 市 上 下 水 道 部
